

四日市市告示第 4 5 8 号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 4 年規則第 1 8 号）第 2 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、同号の市長が定める率を次のとおり定め、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

令和元年 7 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 2 8 条第 1 項第 3 号の市長が定める率は、同号アにあっては支給の対象とされた月の初日、同号イにあっては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の左欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで	0 . 1 1
平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 9
平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 8
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 6
平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 5
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 4
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 3
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 2
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 1
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 1
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 1
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 1
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	0 . 0 1